

租税特別措置等に係る政策評価（その2）

1. 租税特別措置等に係る政策評価の概要について

租税特別措置等に係る政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、租税特別措置等の透明化を図るとともに、国民への説明責任を果たすために実施するものである。

具体的には、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等に関して、新設又は拡充・延長要望を行う際に事前評価を実施するとともに、それらの租税特別措置等について、期限に定めのないもの等を対象として3～5年を目安に事後評価を実施している。

（評価の観点、分析手法）

評価にあたっては、租税特別措置等の必要性等（政策目的及びその根拠、達成目標及びその実現による寄与等）、有効性等（適用数、適用額、減収額、効果及び税収減を是認する理由等）、相当性（租税特別措置等によるべき妥当性等、他の支援措置や義務付け等との役割分担等）等の観点等から総合的に評価する。

2. 今回の評価結果等について

国土交通省政策評価基本計画（令和4年3月31日変更）に基づき、令和5年度税制改正要望にあたって、2件の事前評価を実施した。評価を実施した租税特別措置等の一覧は別添1、個別の評価結果は別添2のとおりである。

以上

評価を実施した租税特別措置等の一覧

事前評価

ページ

(大臣官房)

1 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長 ※ 1

(鉄道局)

2 DX(デジタルトランスフォーメーション)投資促進税制の拡充及び延長 ※ 13

(注)他省庁主管の租税特別措置等については、末尾に※を示した。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長	
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	(法人税：義、所得税：外) (国税 31) (法人住民税：義) (地方税 29)
		②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】	【 <u>単独</u> ・ <u>主管</u> ・ <u>共管</u> 】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>所得の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合、その事業年度の法人税額（国税）から、試験研究費の額に税額控除割合を乗じて計算した金額を控除することを認める制度。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>具体的には、企業が研究開発投資を増加させるインセンティブの更なる向上を図るため、投資インセンティブが効果的に働くよう見直しを行うとともに、オープンイノベーションの促進を図るための制度の見直し等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般型のインセンティブを強化 ○オープンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見直し及び控除率の引上げ ○サービス開発の要件の見直し ○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長（2年間延長（令和6年度末まで）） ○試験研究費の額が平均売上金額の10%超の場合の上乗措置の適用期限の延長（2年間延長（令和6年度末まで）） ○中小企業者等について、試験研究費が9.4%超増加した場合の上乗措置の適用期限を延長（2年間延長（令和6年度末まで）） ○オープンイノベーション型の共同試験研究及び委託試験研究先として、特別研究機関等に福島国際研究教育機構を追加するとともに、成果活用促進事業者及び新事業開拓における研究開発の成果を活用する事業者と同機構から出資を受ける者を追加 等 <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条、第42条の4</p>	

5	担当部局	大臣官房技術調査課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和4年8月 分析対象期間：令和2年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・増加型：昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制：昭和60年度創設 ・特別試験研究費税額控除制度：平成5年度創設 ・総額型：平成15年度創設 ・高水準型：平成20年度創設 ・平成26年度税制改正にて、上乘せ措置（増加型及び高水準型）を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5～30%（試験研究費の増加率に応じて控除率が変化する仕組み）に変更 ・平成27年度税制改正にて、控除上限を法人税額の30%に上げる（総額型25%、特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）5%（ともに適用期限の定めなし））とともに、オープンイノベーション型の控除率（12%から20%又は30%）及び対象費用（中小企業からの知財権の使用料）を拡充し、繰越控除制度を廃止。 ・平成29年度改正にて、増加型を廃止した上で、総額型に増加インセンティブを組み込み、高水準型を延長しつつ、売上高試験研究費割合が10%超の場合や中小企業者等の試験研究費が5%超増加した場合に控除上限を上乘せできる措置を導入。加えて、試験研究費の定義を見直し（第4次産業革命型のサービスの開発を追加）、特別試験研究費税額控除制度の要件を緩和。 ・令和元年度改正にて、特別試験研究費税額控除制度の控除上限を法人税額の5%から10%に引き上げるとともに、支援対象を拡大し、一部控除率を引上げ。総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。高水準型を廃止し、試験研究費割合が10%超の場合の控除率上乘せ措置を創設（令和2年度末まで）。ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長（令和2年度末まで） ・令和3年度改正にて、一般型（総額型から改名）の控除上限を25%から30%に引き上げるとともに、一般型の控除率を見直し増加インセンティブを強化。自社利用ソフトウェアに区分されるソフトウェアに関する試験研究費を税額控除対象に追加。特別試験研究費における共同研究の相手方に国立研究法人の外部化法人及び人文系の研究機関を追加。控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長（令和4年度末まで）
8	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> ○一般型のインセンティブを強化 ○オープンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見直し及び控除率の引上げ ○サービス開発の要件の見直し ○オープンイノベーション型の共同試験研究及び委託試験研究先として、特別研究機関等に福島国際研究教育機構を追加すると

		<p>ともに、成果活用促進事業者及び新事業開拓における研究開発の成果を活用する事業者と同機構から出資を受ける者を追加</p> <p>(以上、適用期限の定めなし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長 ○試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の上乗せ措置 ○中小企業者等について、試験研究費が9.4%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組み <p>(以上、令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年間))</p>
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(令和2年度:19.2兆円)の約7割(同:13.8兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○科学技術・イノベーション基本計画[令和3年3月26日閣議決定] 第3章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化 1. 知と価値の創出のための資金循環の活性化 (b) あるべき姿とその実現に向けた方向性 【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】(主要指標) ・2021年度より2025年度までの、政府研究開発投資の総額の規模:約30兆円 ・2021年度より2025年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額:約120兆円(政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○経済財政運営と改革の基本方針2022(骨太の方針)[令和4年6月7日閣議決定] 第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 (2) 科学技術・イノベーションへの投資 ～略～研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。～略～ (3) スタートアップ(新規創業)への投資 ～略～ベンチャーキャピタルとも連携した支援の拡充や創業ベンチャーへの支援の強化を行うほか、革新技術の研究開発とスタートアップ創出を行う拠点づくりを海外の大学等とも連携し、民間資金を基盤として運営される形で進める。～略～ ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画[令和4年6月7日閣議決定] Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資 2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資 ～略～民間の現預金を活用した研究開発投資に対するインセンティブを強化する。具体的には、オープンイノベーションを更に加速し、研究開発投資全体を押し上げられるよう、民間企業の研究開発投資を促進するための税制の在り方につい

		<p>て検討を進める。 ～略～ その上で、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。</p> <p>3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進 (2) 付加価値創造とオープンイノベーション</p> <p>②既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直し ～略～スタートアップに投資し、さらに買収することが、スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。このため、オープンイノベーションを促進するため、税制等の在り方をこれまでの効果も勘案し再検証する。</p> <p>○ 激変する世界・日本における今後の中小企業政策の方向性—成長に向けた自己変革に挑戦し、地域を支える中小企業が「成長と分配の好循環」をリードする— [令和4年6月22日 中小企業政策審議会 総会] 第4章 (略) 世界や日本が構造変化に直面する中、日本経済全体のパフォーマンスを向上させ、「成長と分配の好循環」を実現する上でも、また、新たな価値観や地政学リスクに対応するサプライチェーンを構築する上でも、中小企業・小規模事業者が本来持つ強み(分厚い構造、イノベーションに適した特性等)を発揮し、成長・生産性向上を目指していくことが重要である。 (略) こうした企業が成長志向に変革していき、一者でも多くの中小企業・小規模事業者が成長志向になることを目指して、政策支援を展開していきたい。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	3. 産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする。 (政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。 なお、研究論文(Kasahara et al. (2014))によれば、研究開発税制(総額型)の導入により、研究開発投資が3.0~3.4%増加した。 また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所がEBPMの一環として行った研究のディスカッションペーパー(池内(2022))</p>

			によれば、2015年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。
10	有効性等	① 適用数	<p>○適用事業者（法人）数実績（うち、資本金1億円以下の法人分）</p> <p><一般型> 令和2年度 3,504法人（1,024法人） 令和3年度 3,698法人（3,687法人）（見込み） 令和4年度 3,698法人（3,687法人）（見込み）</p> <p><中小企業技術基盤強化税制> 令和2年度 5,164法人（5,148法人） 令和3年度 6,091法人（6,072法人）（見込み） 令和4年度 6,091法人（6,072法人）（見込み）</p> <p><オープンイノベーション型> 令和2年度 562法人（281法人） 令和3年度 692法人（346法人）（見込み） 令和4年度 692法人（346法人）（見込み）</p> <p>※令和2年度は「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」により把握。 ※令和3年度、令和4年度は、「令和3年度経産省アンケート調査」の集計結果を元に、「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。</p> <p>○将来推計</p> <p><令和5年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般型 3,698法人／事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制 6,091法人／事業年度 ・オープンイノベーション型 692法人／事業年度 <p><令和6年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般型 3,698法人／事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制 6,091法人／事業年度 ・オープンイノベーション型 692法人／事業年度 <p>※適用件数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和5年度、令和6年度は、令和4年度推計値と同数とした。</p> <p>○業種別適用件数（実績） 業種別に適用件数をみると、一般型、中小企業技術基盤強化税制、オープンイノベーション型いずれも下記のとおり幅広い業種の企業で適用されている。</p>

○令和2年度一般型適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	3,504	1,024
製造業	2,360	614
化学工業	473	98
機械製造業	286	75
電気機械	260	68
食料品	235	61
輸送用機械	150	23
金属製品	166	53
その他製造業	790	236
サービス業	429	169
卸売業	319	123
その他	396	118

(出典：租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○令和2年度中小企業技術基盤強化税制適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	5,164	5,148
製造業	3,160	3,158
化学工業	394	394
機械製造業	442	442
電気機械	396	396
食料品	283	282
輸送用機械	107	107
金属製品	377	377
その他製造業	1,161	1,160
サービス業	730	728
卸売業	787	782
その他	487	480

(出典：租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○令和2年度オープンイノベーション型適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	562	281
製造業	333	142
化学工業	91	33
機械製造業	30	12
電気機械	39	17

食料品	34	15
輸送用機械	14	2
金属製品	17	15
その他製造業	108	48
サービス業	94	67
卸売業	50	34
その他	85	38

(出典：租税特別措置の適用実態調査(財務省))

※試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除については、制度の対象の大宗が法人であり、所得税の活用については、国税庁による申告所得税標本調査 第10表 租税特別措置法関連項目によると、令和2年度の適用は8人(適用金額23百万円)となっている。それ以前の平成30・令和元年度の本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であることが見込まれる。

② 適用額

【国税】

○減収額実績

<一般型>

令和2年度 4,737億円(132億円)

令和3年度 4,999億円(504億円)(見込み)

令和4年度 4,999億円(504億円)(見込み)

<中小企業技術基盤強化税制>

令和2年度 208億円(206億円)

令和3年度 245億円(243億円)(見込み)

令和4年度 245億円(243億円)(見込み)

<オープンイノベーション型>

令和2年度 108億円(4.5億円)

令和3年度 133億円(5.5億円)(見込み)

令和4年度 133億円(5.5億円)(見込み)

○将来推計

<令和5年度>

・一般型 4,999億円億円

・中小企業技術基盤強化税制 245億円億円

・オープンイノベーション型 133億円

<令和6年度>

・一般型 4,999億円億円

・中小企業技術基盤強化税制 245億円億円

・オープンイノベーション型 133億円

※令和2年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。

※令和3年度、令和4年度及び将来推計は、「令和3年度経産省アンケート調査」の集計結果を元に、「租税特別措置の適用実

態調査（財務省）」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。

【地方税】

○減収額実績

＜中小企業技術基盤強化税制＞

令和2年度 17億円

＜オープンイノベーション型＞

令和2年度 0.36億円

（出典：総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」）

○将来推計

＜令和3年度＞

- ・中小企業技術基盤強化税制 17億円
- ・オープンイノベーション型 0.39億円

＜令和4年度＞

- ・中小企業技術基盤強化税制 17億円
- ・オープンイノベーション型 0.39億円

※国税における適用額の推計のうち、資本金1億円以下の法人分の推計額に法人住民税率（7.0%）を乗じた数を計上した。

○業種別適用金額（実績）

業種別の適用金額では、一般型（輸送用機械）及びオープンイノベーション型（化学工業）の割合が高くなっている。

一般型については、輸送用機械が全産業の研究開発費に占める割合が19.5%と非常に高いことから、積極的に研究開発投資を行っていると考えられる。また、オープンイノベーション型については、全産業の研究開発費に占める化学工業の割合が55.4%と非常に高く、オープンイノベーションを積極的に行っているものと考えられる。

○令和2年度一般型適用金額 （単位：百万円）

業種名	適用金額	（うち資本金1億円以下の法人）
総計	473,720	13,230
製造業	378,419	9,086
化学工業	85,850	3,041
機械製造業	32,069	491
電気機械	68,092	721
食料品	16,083	741
輸送用機械	92,594	165
金属製品	3,942	338

その他製造業	79,788	3,589
サービス業	14,511	1,599
卸売業	25,140	1,328
その他	55,650	1,217

(出典：租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○令和2年度中小企業技術基盤強化税制適用金額(単位：百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	20,766	20,620
製造業	14,963	14,959
化学工業	3,075	3,075
機械製造業	1,972	1,972
電気機械	1,786	1,786
食料品	1,346	1,342
輸送用機械	426	426
金属製品	1,238	1,238
その他製造業	5,120	5,120
サービス業	1,744	1,737
卸売業	2,765	2,639
その他	1,294	1,285

(出典：租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○令和2年度オープンイノベーション型適用金額(単位：百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	10,768	449
製造業	9,314	283
化学工業	5,969	189
機械製造業	388	13
電気機械	580	13
食料品	179	17
輸送用機械	582	1
金属製品	18	11
その他製造業	1,597	40
サービス業	296	71
卸売業	367	51

		その他	791	44																																			
		<p>(出典：租税特別措置の適用実態調査（財務省）)</p> <p>※なお、総務省「科学技術研究調査」令和3年調査結果（令和2年度実績）によれば、民間研究開発投資額（13.8兆円）のうち、製造業の割合は89.9%であり、業種別研究開発投資構成比の上位業種としては、「輸送用機械器具製造業（28.0%）」、「医薬品製造業（9.5%）」、「電子部品・デバイス・電子回路製造業（8.3%）」、「情報通信機械器具製造業（8.3%）」となっているほか、非製造業の割合は10.1%となっている。</p>																																					
	③ 減収額	適用額に同じ。																																					
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 我が国の政府研究開発投資は増加したものの、民間投資は減少したことから、研究開発投資の総額は減少している。</p> <p>研究主体別研究費の推移（億円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2016年度</th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> <th>2020年度</th> <th>前年比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総額</td> <td>184,326</td> <td>190,504</td> <td>195,260</td> <td>195,757</td> <td>192,365</td> <td>-1.7</td> </tr> <tr> <td>企業</td> <td>133,183</td> <td>137,989</td> <td>142,316</td> <td>142,121</td> <td>138,608</td> <td>-2.4</td> </tr> <tr> <td>非営利団体・公共機関</td> <td>151,102</td> <td>16,097</td> <td>16,160</td> <td>16,435</td> <td>16,997</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td>大学等</td> <td>36,042</td> <td>36,418</td> <td>36,784</td> <td>37,202</td> <td>36,760</td> <td>-1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>そのため、「官民合わせて研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円」を達成するためには、引き続き本制度において、企業におけるイノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資やイノベーション経営に向けた企業の意識・行動改革を最大限後押しすることが重要であると考えられる。</p>				2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	前年比(%)	総額	184,326	190,504	195,260	195,757	192,365	-1.7	企業	133,183	137,989	142,316	142,121	138,608	-2.4	非営利団体・公共機関	151,102	16,097	16,160	16,435	16,997	3.4	大学等	36,042	36,418	36,784	37,202	36,760	-1.1
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	前年比(%)																																	
総額	184,326	190,504	195,260	195,757	192,365	-1.7																																	
企業	133,183	137,989	142,316	142,121	138,608	-2.4																																	
非営利団体・公共機関	151,102	16,097	16,160	16,435	16,997	3.4																																	
大学等	36,042	36,418	36,784	37,202	36,760	-1.1																																	
	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>研究論文（Kasahara et al. (2014)）によれば、2003年度の税制改正における総額型の導入により、研究開発投資が3.0～3.4%増加したとされている。また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所がEBPMの一環として行った研究のディスカッションペーパー（池内(2022)）によれば、2015年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。</p> <p>以上のように、本税制の効果分析は一定程度行われているところであるが、こうした過去の分析等を踏まえつつ、引き続き、本税制の効果分析について検討していく。</p>																																					
11 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要</p>																																					

		<p>であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。</p> <p>研究開発税制については、平成29年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。さらに、令和元年度税制改正、令和3年度税制改正のそれぞれにおいて控除率カーブを変更し、更なるメリハリの強化を進めてきたところ。</p> <p>しかしながら、2021年に閣議決定された「科学技術・イノベーション基本計画」において「官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする」ことが目標として示されており、これを達成するためには、今まで以上のスピードで、研究開発投資を増加させていくことが必要な状況となっており、インセンティブをさらに強化し、民間の研究開発投資を後押ししていく。</p> <p>大企業とスタートアップの委託・共同研究を促すことは、大企業にとっては、新しい技術・アイデアを取り込むことにつながり、新領域への研究開発投資の機会を生み出すことにつながる。また、スタートアップにとっては、大企業の経営資源を活用することで、成長のスピードを加速化することができ、その成長過程で多額の研究開発投資を行うことができる。</p> <p>そのため、大企業のスタートアップとの委託・共同研究を支援するオープンイノベーション型を、より使いやすい制度に見直すことは、我が国の研究開発投資を増やすことに効果的であり、政府目標の達成を目指す上で妥当であると考えられる。</p>
	<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>一般に、研究開発投資を促す政策的な手段としては、税制に加えて、規制緩和、補助金等の予算事業による支援が考えられるため、これらの政策ツールとの税制の役割の違いについて述べる。</p> <p>規制緩和については、規制を理由に現在生まれていない市場を生み出す、または、これまで制限されていた市場を拡大するという効果が期待されるものである。しかし、これらの効果は、主に規制の強い産業領域において有効であり、規制緩和が行われた領域の周辺で影響を及ぼす。そのため、あらゆる分野のイノベーションが期待できる訳ではない。</p> <p>予算事業については、量子、AI、医療、バイオ等の重点分野に対し、国からの資金を呼び水に集中的に民間投資を促すことができるという意味で効果的である。しかし、イノベーションがどのような領域の組み合わせによって生まれるかを事前に予測することは困難であること、研究開発は長期間継続して行うことによって、はじめて成果が生まれるケースも多々あることから、民間企業の自由な発想にもとづく、研究開発を支援することも必要。その意味で、研究開発税制は、研究開発テーマについて、特定のものに限定しておらず、市場原理、民間の創意工夫に基づいて、研究開発投資額を増やした領域に対してのインセンティブが生まれる仕組みとなっている。</p> <p>実際、OECDペーパー（Appelt, S. et al. (2016)）においても、研究開発税制と予算等による直接的な支援措置とでは政策目的が異なるとされており、予算等による直接的な支援措置は社会</p>

		<p>的リターンが大きい特定のプロジェクトを支援するものである一方、研究開発税制は、民間企業にどのような研究開発を行うかの選択の余地を残している点で、市場原理に基づく措置であるとされており、上記の考え方とも一致する。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税法第 23 条第 1 項第 4 号及び第 292 条第 1 項第 4 号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則第 8 条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和 2 年 9 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	DX(デジタルトランスフォーメーション)投資促進税制の拡充及び延長	
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 35) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動)(地方税)
		②: 上記以外の税目	(所得税:外)(国税)
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・ <u>主管</u> ・ <u>共管</u> 】	
4	内容	《現行制度の概要》 新型コロナウイルス感染症の影響等により、不可逆的なビジネスモデル・産業構造の変化がもたらされ、国内外の経済・社会において「新たな日常」への対応が求められることを踏まえ、デジタル技術を活用したビジネスモデルの変革を促進するため、産業競争力強化法の事業適応計画に基づく、クラウド技術を活用したハード・ソフトのデジタル関連投資に、最大 5%の税額控除等を講ずる。	
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長する。(令和6年度末まで) より一層効果的なDXにつながるデジタル投資を支援するため税制認定要件等の見直しを図る。	
		《関係条項》 租税特別措置法第十条の五の六 租税特別措置法第四十二条の十二の七 地方税二十三条四の二、同法二百九十二条四の二、同法附則八条17項、18項	
5	担当部局	国土交通省鉄道局総務課企画室	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和 4 年 8 月 分析対象期間:令和 3 年 4 月～令和 7 年 3 月	
7	創設年度及び改正経緯	令和 3 年度 DX 投資促進税制	
8	適用又は延長期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日(2 年間)	
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国企業が「新たな日常」に適応していくために行う、従前とは異なる事業領域への進出等の取組を支援し、我が国の産業競争力の強化を図る。

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>(1) 政策目的 我が国企業が「新たな日常」に適応していくために行う、従前とは異なる事業領域への進出等の取組を支援し、我が国の産業競争力の強化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 新型コロナウイルス感染症により人の生活や経済の在り方がリアル（接触・対面）からバーチャル（非接触・遠隔）へと転換する中、コロナ以前からあった“ビジネスのデジタル化”の流れは加速化することは不可避。また、海外目を向けると、既に DX を実施していた企業を中心に、コロナ禍においても売上を増加させているなど、不確実性の高い時代においても生き抜ける構造に転換してきている。日本企業においてもこうした、With/Post コロナにおける事業環境に適応し、事業の回復、新たな需要の取り込みを図るためには、DX を推し進めることが必須。しかし、企業の業態変革を伴う先進的なデジタル投資は、短期主義的観点から十分になされない可能性や、企業の変革を伴わない小手先・表面だけのデジタル化になる可能性など、当該投資が生み出す将来収益の不確実性が高く、更にコロナにより事業・財務が毀損し、新規投資を躊躇している状況。</p> <p>先進的な取組を行う意欲ある企業を後押するため、産業競争力強化法の支援措置に加え、税制上のインセンティブを付与することで、企業変革を伴うデジタル投資のリスクを低減することが重要であり、事業適応に必要なデジタル投資を支援するため、クラウドサービス等の利用に係る費用も対象にした税制措置を令和 2 年度税制改正で創設したところ。</p> <p>本税制の支援の結果、コロナ禍における事業環境の変化に対応するため、通常の企業変革に比べても難易度の高い DX に取り組む企業の大胆な投資を、DX 税制を通して後押しし、好事例を創出。全体的にも、企業による IT 投資は回復の傾向に向かい、小手先の IT 活用ではなくデジタルを活用して企業変革に取り組む企業が徐々に増えつつある。</p> <p>一方、依然として、企業においては、「ランザビジネス（現行ビジネスの維持・運営）」の予算が多く（2021 年度:76.4%）を占め、「バリューアップ（ビジネスの新しい施策展開）」の予算に移行できていない。また、現行制度では投資意思決定日から事業供用日（期限）が約 2 年程度であることから、大規模なシステム投資実態と適用期間が合わないことが課題の 1 つとして挙げられる。世界との差は依然大きく、「新しい資本主義」の実現により、経済を立て直し、新たな成長軌道に乗せていくため、引き続き DX 税制により大胆な投資を促していくことが重要。</p> <p>加えて、「モノからコトへ」にも象徴されるように、DX、GX といった大きな変革の波の中にあって創造性を発揮するためには、人の重要性が増しており、人への投資が不可欠となっており、デジタル投資と併せてこれを活用した企業変革を推進する人材の確保・育成についても企業自ら迅速かつ計画的に進めていくことが必要。</p> <p>以上のことから、引き続き日本企業への DX 推進を促すため、本税制の期限を令和 6 年 3 月 31 日まで延長するとともに、より一層効果的な DX につながるデジタル投資を支援するため税制認定要件等の見直し</p>
--	--	---

		を図る。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済構造改革の推進 4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～ (令和4年6月7日閣議決定)</p> <p>第2章 新しい資本主義に向けた改革</p> <p>1. デジタル化や脱炭素化という大きな変革の波の中、人口減少に伴う労働力不足にも直面する我が国において、創造性を発揮して付加価値を生み出していく原動力は「人」である。自律的な経済成長の実現には、民間投資を喚起して生産性を向上することで収益・所得を大きく増やすだけでなく、「人への投資」を拡大することにより、次なる成長の機会を生み出すことが不可欠である。「人への投資」は、新しい資本主義に向けて計画的な重点投資を行う科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX、DXに共通する基盤への中核的な投資であるとも言える。こうした考えの下、働く人への分配を強化する賃上げを推進するとともに、職業訓練、生涯教育等への投資により人的資本の蓄積を加速させる。(後略)</p> <p>2. 社会課題の解決に向けた取組 (3)多極化・地域活性化の推進(デジタル田園都市国家構想)「デジタル田園都市国家構想基本方針」に基づき、(1)デジタルの力を活用した地方の社会課題解決、(2)ハード・ソフトのデジタル基盤整備、(3)デジタル人材の育成・確保、(4)誰一人取り残されないための取組、の4つを柱として取組を進め、「デジタル田園都市国家構想」の実現を目指す。</p> <p>(人的資本投資) 成長分野における重点投資等を通じた質の高い雇用の拡大を図りつつ、「人への投資」を抜本的に強化するため、2024年度までの3年間に、一般の方から募集したアイデアを踏まえた、4,000億円規模の予算を投入する施策パッケージを講じ、働く人が自らの意思でスキルアップし、デジタルなど成長分野へ移動できるよう強力に支援する。(中略)</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定)</p> <p>Ⅱ. 新しい資本主義を実現する上での考え方</p> <p>2. 我が国企業における研究開発投資や設備投資は諸外国に大きく遅れをとっている。我が国においても、新たな官民連携により、イノベーションを大胆に推進し、我が国の経済・社会システムをバージョンアップしていくことが不可欠であり、コストカットによる競争から付加価値の創造へ大胆に変革していく。また、アイデアが実用化されるスピードが速く、新たな技術が高速でアップデートされ続けるDX・GX時代には、競争力の源泉は、従来型の機械設備等のモノではなく、モノよりコト、有形資</p>

		産より無形資産が重要になっている。(後略)
		<p>4. 産業のデジタル化</p> <p>(3) 産業全体のデジタルトランスフォーメーション</p> <p>DX の推進原則(デジタルガバナンス・コード)に適合した企業を認定する DX 認定制度や、優れた DX の取組を行う上場企業を選定する DX 銘柄の取組を通じて市場の評価を通じた DX の推進を進めるとともに、DX 認定を受けた企業が認定計画に基づいて行うデジタル関連投資に対する税制措置である DX 投資促進税制を通じて、企業の DX 推進を後押しし、更なる産業全体のデジタルトランスフォーメーションを促す。</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>我が国事業者によるデジタルトランスフォーメーション(DX)の実現による高い生産性及び十分な需要を確保することにより、高い収益性の実現を図る。</p> <p>具体的には、5年間の計画期を経て措置を適用した事業者において、事業適応計画終了年度における ROA が 2014-2018 年平均から 1.5% 向上すること、同計画の終了年度における売上高伸び率が過去5年度の業種売上高伸び率+5%ポイントとなること</p>
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>DX の実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資(ソフト・ハード)の負担を軽減する税制措置を講ずることで、DX 実現に係るリスクを軽減し、投資判断の加速化を図る。</p>
10	有効性等	① 適用数
		<p>令和3年度(見込み) 20 計画 令和4年度(見込み) 34 計画 令和5年度(見込み) 34 計画 令和6年度(見込み) 34 計画 ※令和3年度の見込みについては、計画認定ベースの数値を記載している ※令和4年度の見込みについては、令和3年度の実績をもとに、制度施行が同年8月となったことを考慮し、期間を割り戻すことで算出することとし、令和5、6年度の見込みについては、令和4年度と同様としている。以降の適用額、減収額についても同様の考え方のもとに記載している</p>
		② 適用額
		<p>令和3年度(見込み) 1632 億円 令和4年度(見込み) 2448 億円 令和5年度(見込み) 2448 億円 令和6年度(見込み) 2448 億円</p>
		② 減収額
		<p>令和3年度(見込み) 79 億円 令和4年度(見込み) 118 億円 令和5年度(見込み) 118 億円 令和6年度(見込み) 118 億円</p>

		④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 事業適応計画認定数は 29 件（令和 4 年 8 月 9 日時点）、うち 13 の事業者から各社の適応計画の実施状況報告（令和 4 年 8 月 9 日時点）を受けており、大規模な投資計画の策定・実施を含めて DX の取組が進められている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制は、産業競争力強化法に基づく事業適応計画と紐付いた税制措置であり、その計画の目的として、上記達成目標に準じたものを事業者毎に設定する制度措置が講じられる予定であるため、この計画を実施していくことで直接的に高い生産性及び十分な需要を確保することが期待される。</p>
		⑤: 税収減を是認する理由等	<p>新型コロナウイルス感染症の急激な拡大により、我が国事業者によるデジタルシフトの遅れが鮮明化する中で、ポスト・ウィズコロナ時代においても我が国の産業競争力を維持・強化する観点からは、我が国事業者の DX を推し進めることが 1 つの重要な鍵となる。</p> <p>本税制では、まさしく我が国事業者の DX 投資を促進し、ポスト・ウィズコロナ時代に適合したビジネスモデルへの変革を支援するものであることから、政策的必要性が認められるものである。</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	DX については、大企業や中小企業といった事業規模の違いによらず、あらゆる事業者がその必要性に直面している課題であり、また、その実施のタイミングもそれぞれであることから、例えば予算事業のように単年度で支援を講ずるのではなく、公平性の観点から、税制措置を講ずることが妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	我が国事業者の DX を促進する政策体系として、情報処理の促進に関する法律（昭和 45 年法律第 90 号）第 3 章に基づく認定制度、いわゆる DX 認定制度が存在するが、本税制では、DX 認定を取得することを要件化する予定であることから、他の制度とも連携したものである。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	本税制により、中小企業等をはじめとした企業の DX 投資を促し、企業間でのデータ連携・共有を進めていくことは、地方での先進的な事業展開をも生み出し、地方における雇用創出や地方企業の競争力強化に寄与するものである。本措置は、こうした地域経済の発展にもつながることから、法人税率に併せて法人住民税等についても同様の効果を適用することが相当である。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—